

『西川において行政代執行を実施します！』

平成26年6月2日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策におきましては、西川における『第3期重点的撤去区域』内に残っていた船舶の所有者に対し、平成26年4月23日付けで、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、平成26年5月23日までに除却（撤去）するよう「戒告」しておりました。

しかし、期限までに自主撤去されなかった船舶が8隻ありましたので、当該船舶の所有者に対し、平成26年5月28日付けで同法同条第2項の規定に基づく「代執行令書」を発出し、代執行を実施する旨通知しましたので、お知らせします。

また、下記代執行実施日まで自主撤去されなかった船舶は、下記のとおり代執行（強制撤去）を実施予定ですので、併せてお知らせします。

記

1. 代執行実施日 . . . 平成26年6月12日（木）
2. 執行物件 . . . 船舶8隻（H26. 5. 28現在）
3. 執行本部及び引き上げ場所 . . . 福岡県遠賀郡遠賀町大字若松字堂塔寺2442-1
西川左岸2k100付近（別紙参考資料参照）

【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ，直方地区記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

技術副所長 平松 英樹

占用調整課長 小田 誠揮

TEL 0949-22-1830(代表)

FAX 0949-23-3487(占用調整課)

～ 参 考 ～

①重点的撤去区域とは

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画では、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定・拡大するようになっていきます。重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。※別紙参考図面参照

—設定状況—

第1期 平成23年2月28日設定、平成23年6月1日対策実施開始

第2期 平成24年3月12日設定、平成24年4月1日対策実施開始

第3期 平成25年3月4日設定、平成25年4月1日対策実施開始

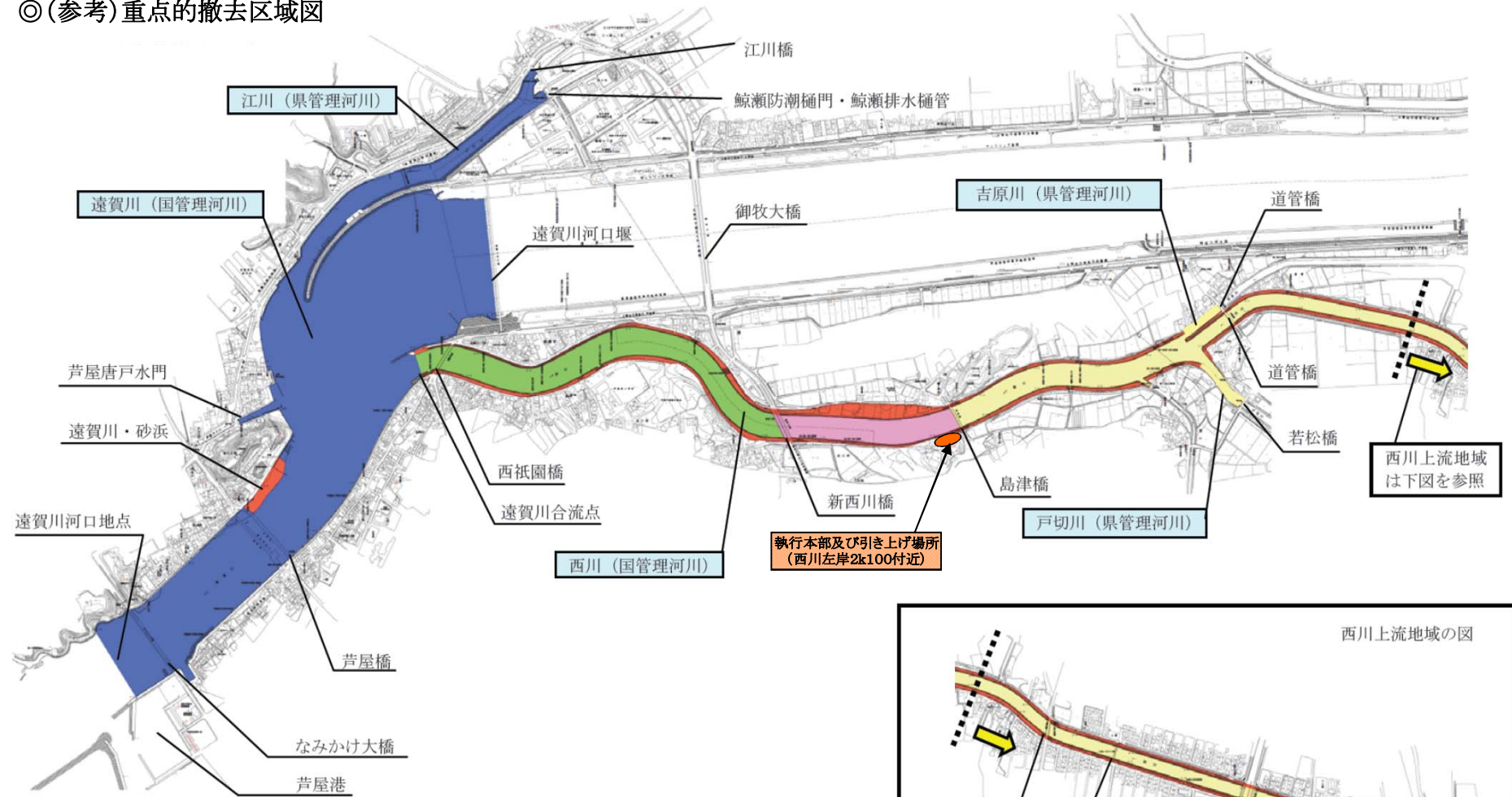
②除却（撤去）指示・強制撤去について


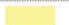



重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されるため、所有者が判明している船舶については、河川法及び行政代執行法に基づき、船舶所有者に対し行政指導・除却（撤去）指示・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を経て、河川管理者が船舶所有者に代わり不法係留船を強制撤去（行政代執行）していくこととなります。

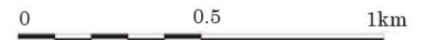
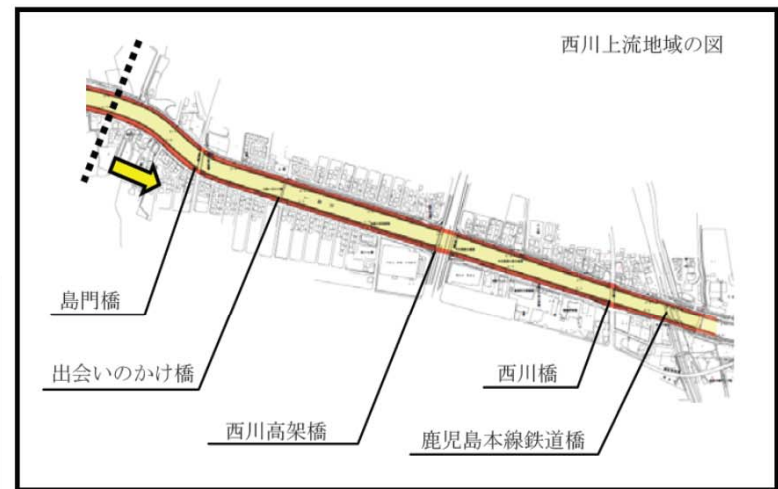
なお、行政代執行に要した費用については、船舶所有者等に納付を命ずることとなり、支払を拒否した場合、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することになります。

また、所有者が不明な船舶については、河川法第75条の規定に基づく簡易代執行等により船舶を撤去します。

◎(参考)重点的撤去区域図



重点的撤去区域	
	第1期 西川 高水敷(両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜(右岸)
	第2期 西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 戸切川 (西川合流点～若松橋下流端まで) 吉原川 (西川合流点～道管橋下流端まで)
	第3期 西川 (新西川橋下流端～島津橋下流端まで) ※今回行政代執行の対象となる区域
	第4期 西川 (遠賀川合流点～新西川橋下流端まで)
	第5期 遠賀川 (遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川 (遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)



『第3期重点的撤去区域』にかかる行政指導等経過について

- H25.12.11 ・「第3期重点的撤去区域」係留者への説明会
※案内状送付対象:51隻・50名(出席7名)
- H25.12.17 ・河川監理員(中間出張所長)による指示(指示書発出)
※対象48隻
※撤去期限H25.1.7
※河川法第77条第1項
- H26.1.10 ・河川監理員(遠賀川河川事務所長)による指示(警告書発出)
※対象40隻
※撤去期限H25.1.31
※河川法第77条第1項
- H26.2.4 ・弁明機会の付与通知
※対象35隻
※回答期限H25.2.12
※行政手続法第13条第1項2号
- H26.3.17 ・河川管理者(九州地方整備局長)による監督処分(命令書発出)
※対象35隻
※撤去期限H25.4.17
※河川法第75条第1項
・不利益処分の理由の通知
※行政手続法第14条第1項
- H26.4.23 ・九州地方整備局長による戒告(戒告書の発出)
※対象20隻
※撤去期限H25.5.23
※行政手続法第3条第1項
- H26.5.28 ・九州地方整備局長による代執行令(代執行令書の発出)
※対象8隻
※行政手続法第3条第1項
- H26.6.12 ・行政代執行実施(予定日)